

嘆願書

試乗用(商品車)標識交付のお願い

原動機付自転車および小型特殊自動車の新車および中古車における販売前の試乗、試走のための標識の交付をお願いしたい。

1. 一般に、バイク販売店の要望により、市町村から各店舗に試乗用(商品車用)標識の交付がなされている(参考資料参照)。
2. 一般に、同市町村内に同一企業による複数の店舗がある場合は、それぞれの店舗に一枚ずつ交付されている。
3. 道路を走行するには、市町村(特別区を含む)の条例により標識(ナンバープレート)の表示が義務付けられており、また、自賠法(自動車損害賠償保障法)第5条の定めにより、自賠責保険の加入が無い運行を禁止し、また第88条により罰則を規定している。よって、試走であっても道路を車両が運行する場合には、標識の表示と自賠責保険の加入が義務となる。
4. 現在、海老名市内のバイク店に於いて複数の車両を管理販売する場合、各車両に、一枚ずつの標識の交付と、自賠責保険の加入を行うため、そのバイク販売店、保険会社、市町村の窓口以下に以下の負担が生ずる。
 - a) 保険業法により、保険料の割引、または、贈答品等の付加による保険の販売を禁じている。バイク販売店が保険代理店を兼ねている場合、自らを被保険者とする契約を行うと、保険の販売利益が発生するため、販売車両に対して自らの店舗または店主、その家族を被保険者として契約を行うと、割引による販売となることから、これらを未然に防ぐために、保険代理店は、自らを被保険者とする自己契約、および、自己の家族、関係者等を被保険者とする特定契約について、年間の保険契約数に対して一定の割合を越えないように制限をされている。このことから、入荷した車両の試乗において、それぞれに自己契約もしくは特定契約で保険を掛けると保険を掛ける台数に制限が掛かってしまう。またこれを回避するためにその都度標識を返納し、車両の入れ替え手続きを行うことは非常に面倒である。また、他の保険代理店とクロス契約(互いに互いの車両を契約)することも保険業界内のコンプライアンスとして大きな問題がある。よって保険代理店を兼ねているバイク販売店では、試乗用標識を使わずに試運転のために通常の標識交付と自賠責保険を逐次契約することは、非現実的である。

b) 車両販売前に自己契約、特定契約で契約した保険を、車両販売後にその車両購入者に名義変更する場合には、市町村による自賠責保険用の廃車申告受付書の発行手続きと、保険会社営業支所においての名義変更手続きが必要となる。この名義変更手続きは、特別に認められた保険代理店以外では変更が出来ず、保険会社の本店もしくは営業支所に営業時間内に出向かないといけない。また、この際に発生する代行業務に対して、保険業法下では利益を得てはいけないため、バイク販売店の負担が大きくなる。また一般に他市町村においては、試乗用標識が発行されているため、毎回の名義変更を保険会社が負担することはない。海老名市内に所在地をおくバイク販売店としては、この手続きを踏まねばならないため保険会社とバイク販売店における負担が発生している。

c) 試乗用のために一般の標識をその都度発行していくと、市町村が発行する標識の数が増え、その手続きの発生と標識の代金を負担している納税者の負担が大きくなる。

以上より、市町村が発行する試乗用(商品車)標識があれば、その標識に自賠責保険を掛ける制度があるため、試乗時、試走時に試乗用標識を試乗車両に付け替えることによりバイク販売店および保険会社の負担が著しく軽減するだけでなく、無駄な標識の発行を防げることにもつながり、市町村としての負担も減るものと考えます。次年度における、原動機付自転車および小型特殊自動車の試乗用標識の交付を嘆願いたします。

また、試乗用標識の発行の際の手続きとして、各都道府県公安委員会発行の古物商許可証の提示、および税務署における屋号の届け出を確認することで、販売を生業としている確認が出来、また不正利用(個人が複数台を1つの保険で対応する等)を防止できると考えます。また、年度毎の発行を行うことで、販売業務の継続の確認が出来るかと思えます。この手続きに条例が必要であれば、その条例提起を同時に嘆願いたします。

以上

海老名市長殿

平成 28 年 11 月 29 日
神奈川県海老名市河原口2丁目24番10号
株式会社 ヒューイズガレージ 代表取締役 矢田 宏樹